

大津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の保育所等に勤務する保育士等が行う奨学金の返還に必要な費用について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、市内における保育人材の確保を図り、もって子どもを安心して生み育てることができる環境整備の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所、同第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する助成又は援助を受けている施設及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の3第1項第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業を行う事業所をいう。

(2) 保育士等 保育所等に勤務する保育士及び保育教諭であって、次に掲げる者をいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第108条に規定する短期大学又は同法第125条に規定する専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）を卒業し、当該大学等の在学中に奨学金の貸与を受けて修学した者

イ 保育所等において常勤職員として週30時間以上勤務している者

(補助対象者)

第3条 この要綱による大津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、令和6年8月1日以後に市内の保育所等で勤務を開始した保育士等であって、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内の同一の保育所等（当該保育所等の運営者が運営する市内の他の保育所等を含む。以下同じ。）に1年以上引き続き勤務している者

(2) 次に掲げる法人から当該保育士等の名義で貸与を受けている奨学金（以下「補助奨学金」という。）を有する者

ア 独立行政法人日本学生支援機構

イ 一般財団法人あしなが育英会

ウ 公益財団法人交通遺児育英会

エ 前3号に相当する法人（国又は地方公共団体を除く。）で市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 第5条第1項の規定による申請の日の属する年度（以下「補助事業年度」という。）の末日において当該申請の日と同一の保育所等に勤務していない者

(2) 国又は他の地方公共団体から補助金と趣旨を同じくする補助等を受けている者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助事業年度に返還する補助奨学金の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、240,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、1年度当たり1回とし、6回を上限とする。

（交付の申請）

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 保育士等奨学金返還支援事業実施計画書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（決定通知書）

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）又は大津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市保育士等奨学金返還支援事業変更承認申請書（様式第7号）又は大津市保育士等奨学金返還支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 交付申請書に添付した書類のうち変更が生じるもの

(2) その他市長が必要と認める書類

（承認通知書等）

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市保育士等奨学金返還支援事業変更承認決定通知書（様式第9号）若しくは大津市保育士等奨学金返還支援事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第10号）又は大津市保育士等奨学金返還支援事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）若しくは大津市保育士等奨学金返還支援事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第12号）により行うものとする。

（実績報告書）

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市保育士等奨学金返還支援事業実績報告書（様式第13号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 保育士等奨学金返還支援事業実施状況報告書（様式第14号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書)

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金確定通知書(様式第15号)により行うものとする。

(交付請求書)

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付請求書(様式第16号)とする。

(取消通知書)

第13条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第17号)により行うものとする。

(返還通知書)

第14条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金返還通知書(様式第18号)により行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

(令和6年度における補助金の特例)

2 令和6年度において補助金の交付の申請を行う者における第3条及び第4条の規定の適用については、第3条第1項第1号中「1年」とあるのは「1月」と、第4条第1項中「補助事業年度」とあるのは「保育所等に勤務する月数(1月未満の端数がある場合にあっては、その端数を1月として計算する。)の間」とする。

3 前項の規定の適用を受け、補助金の交付を受けた者における第4条の規定の適用については、同条第2項中「6回」とあるのは、「7回」とする。

(補助金の終期)

4 この要綱は、令和9年7月31日限り、その効力を失う。